

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の 指定の効力の一部停止処分について

下記の事業者について、令和5年10月4日付で障害者総合支援法（以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の効力の一部停止をしたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法人名 一般社団法人ひまわりの家（所在地：福島県相馬市）

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 事業所名称 共同生活援助事業所プチトマト
- (2) 事業所所在地 福島県相馬市尾浜字細田360-7
- (3) サービスの種類 共同生活援助

3 処分内容 指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止3か月）

4 処分期間 令和5年10月13日から令和6年1月12日まで

5 処分理由

(1) 人格尊重義務違反（法第50条第1項第2号）

事業所の従業者2名が3名の利用者の通帳から現金を引き出し着服を行ったことによる、経済的虐待。

(2) 関係法令違反（法第50条第1項第9号）

従業者による預り金の着服について、市町村へ速やかな通報を行わなかったことによる、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条の通報義務違反。